

2026 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 2 月)

1 時限目 A 専門科目

知的財産法 試験問題

設問（１）（２）の両方とも解答しなさい。設問（１）（２）の配点割合は4:6とする

（１）意匠法15条3項は、「特許法第三十五条（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。」と定める。準用により特許法35条の規定がどのように読み替えられるか正確に記載しなさい。

（２）K大学の理工学部に創立50年を超えるプログラム作成を目的とするサークルがある。伝統のあるサークルだけあって、代表者の定め等各種の規定を有する規約も備えている。令和8年2月21日にサークルの年次総会を開き、来年度の学園祭に向け、AI時代を象徴するようなプログラムをサークル全体の活動として開発することを決定した。また、新たに開発するプログラムについて前もって権利関係を明らかにした方がよいのでは、という意見が出されたため、サークルの規約に、サークルの総意で開発したプログラムの権利はサークルのものとする旨の規定を追加し、総会で承認された。令和8年度開始とともに、サークルの総力を結集してプログラムの開発に集中し、令和8年9月に完成した。サークルは、このプログラムは斬新な機能を有しており、非常に出来栄がよく、操作性も非常に高いものができたと考えたため、令和8年10月に特許出願した。そして、大学の広報を通して、学園祭開催中の令和8年11月3日に新プログラムの発表を行う旨のプレスリリースを出した。発表当日には、報道各社が集まり、その日の夜や翌日には各種媒体で多く紹介された。打ち上げでは、完成に至るまでのお互いの健闘を讃えあい友情を深め、忘れられない1日となった。この開発メンバーが後に世界をリードする最先端技術を次々と発表する企業のファウンダーになることは、このときまだ誰も知る由がなかった。

令和8年9月の完成時点での当該プログラムに関する権利関係を説明しなさい。

【出題意図および解答に関するポイント】

設問（１）

＜出題意図＞

準用という法学入門レベルの知識を理解し、実際に準用した条文を構成できるかを問う。

＜解答に関するポイント＞

- ・「発明」→「意匠」
- ・「特許」→「意匠登録」
- ・特許法35条4項中の仮専用実施権の部分の削除

設問（２）

＜出題意図＞

権利主体に関する一般法と特別法との関係を示した上で、プログラムが著作物にも発明にも該当すること、ならびに職務著作と職務発明の異同を示し、かつ、権利の共有について理解しているかを問う。

＜解答に関するポイント＞

- ・サークル＝法人格を有しない社団 → 権利能力がない（民33条・34条参照）
 - サークルは特許権も特許を受ける権利も享有できない
 - 代表者等を定める規約を有するサークルは著作権を享有できる（著作2条6項）
- ・特許を受ける権利
 - 特許権は設定登録によって発生（特許66条1項）
 - プログラム完成時には特許を受ける権利（特許33条）のみ発生
 - サークルは特許権を享有できないため職務発明の規定（特許35条）は適用されない
- ▶ 開発にあたった学生全員で特許を受ける権利を（準）共有（民264条）
- ・著作権
 - 著作権は創作時に発生（著作51条1項）
 - 著作者人格権および著作権の享有は無方式主義（著作17条2項）
 - 当該プログラムはサークルの発意に基づきサークルの業務に従事する学生が職務上作成したものであり（著作15条2項）、サークル規約の定めはこれに対する別段の定めとはならない → 職務著作に該当する
- ▶ サークルが著作者人格権と著作権を享有

以上